

2020年2月1日

吸収分割に係る事後備置書類

埼玉県越谷市大字上間久里309番地1
株式会社タジマ
代表取締役社長 境 弘 治

茨城県土浦市御町2丁目3番30号
株式会社JMホールディングス
代表取締役社長 境 正 博

株式会社タジマ（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社JMホールディングス（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で、2019年9月20日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年2月1日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が、吸収分割会社が営む一切の事業（ただし、当社が白幡店（埼玉県さいたま市南区白幡6丁目10-20所在）で営む酒類小売事業及びこれに付随する事業を除く。）を承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、下記のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年2月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 吸収分割会社における株主の差止請求
株主から、会社法第784条の2の規定による差止請求はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
吸収分割会社は、2019年11月1日に株主に対して、会社法第785条第3項の通知をしましたが、株主から会社法第785条第1項の規定による株式買取請求はありませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求
吸収分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 債権者の異議
吸収分割会社は、吸収分割承継会社に承継される債務について併存的債務引受けを

- 行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条、及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求
株主から、会社法第796条の2の規定による差止請求はありませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
吸収分割承継会社は、2019年11月1日に株主に対して、会社法第797条第4項の公告をしましたが、株主から会社法第797条第1項の規定による株式買取請求はありませんでした。
 - (3) 債権者の保護
吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項に従い、2019年11月1日付官報、及び同日付電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間までに債権者から異議の申し出はありませんでした。
 4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第189条第4号）
吸収分割承継会社は、2020年2月1日付で、吸収分割会社から本件吸収分割契約に定められた権利義務等を承継しました。
 5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）
2020年2月3日（予定）
 6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
該当事項はありません。

以上